

# 知的財産を「守る資産」から「稼ぐ資本」へ転換する国家戦略：自民党知財戦略調査会提言案の深層と産業・資本市場へのインパクト

Gemini 3.5 Flash

## 政策パラダイムの歴史的転換：「技術で勝ってビジネスで負ける」構造への挑戦

自民党知的財産戦略調査会（大塚拓会長、山田太郎事務局長ら）が2026年5月に策定した知的財産戦略の提言案は、これまでの日本の産業政策が抱えていた「優れた技術やコンテンツを生み出しながらも、ビジネスモデルや標準化の設計で他国に果実を奪われる」という、いわゆる「技術で勝ってビジネスで負ける」構造的敗北を打破するための野心的な処方箋である<sup>1</sup>。この提言案は、高市首相が本部長を務める政府の知的財産戦略本部が2026年6月にも取りまとめる「知的財産推進計画2026」に直接反映される方針となっており、事実上、日本の次世代成長戦略および経済安全保障政策の根幹をなすインフラ再構築策と位置づけられている<sup>3</sup>。

今回の提言案を巡る議論の背景には、技術や創作物の権利を単に「保護（防衛）」する局地的な視点から脱却し、国家の「稼ぐ力」を最大化するための「資本（攻め）」として再定義しようとする強い意志がある<sup>2</sup>。知財戦略調査会の中に「デジタルコンテンツ戦略小委員会」と「国際標準政策小委員会」の2つの専門組織が設置されたことは、日本の強みであるソフトパワー（コンテンツ）と、産業競争力を担保するハード・デジタルインフラ（標準化・ルール形成）を両輪として駆動させる意図を明確に示している<sup>5</sup>。

さらに、本提言案の重要性を象徴するのが、同日の2026年5月22日に自民党の別のプロジェクトチーム（松野博一座長）が了承した「日本国国旗損壊罪（仮称）」の法案骨子における配慮措置である<sup>6</sup>。同罪の創設において、アニメや映画、さらには生成AI（人工知能）による創作物の中での国旗損壊表現は、一律に規制対象外（除外）とされた<sup>6</sup>。これは「表現の自由」への配慮であると同時に、日本の基幹産業であるコンテンツ分野の創作活動や最先端技術の研究開発に一切の政治的・法的な萎縮効果をもたらさないという、与党全体の強固な意思決定の表れでもある<sup>6</sup>。国家的な象徴保護の法制化と、クリエイティブ産業のイノベーション保護が、精緻な政策的バランスの下で両立されていることが伺える<sup>6</sup>。

## コンテンツ基盤投資「5年で5000億円」の多面的効果とデジタルアーカイブ政策

提言案が打ち出した最も具体的な数値目標の一つが、アニメ、ゲーム、マンガ、音楽、実写映像（映画など）の5分野を対象とする、今後5年間で5000億円以上（単年度あたり1000億円規模）の公的投資への拡大要求である<sup>3</sup>。2023年時点で国内市場規模が13.3兆円、海外売上も5.8兆円へと急成長しているコンテンツ産業において、これまでのような一過性のイベント支援やプロモーション（広告）にとどまらない、中長期かつ大規模な官民共同投資への移行を求めている<sup>2</sup>。

政策項目	現状と課題	提言案が提示する具体策・目指す方向性
公的投資規模	単年度ベースの予算制約、一過性のイベント補助 <sup>2</sup>	**「今後5年間で5000億円以上」**への投資拡大、大規模・長期・戦略的支援の確立 <sup>3</sup>
アーティスト海外展開	海外でのロイヤリティ回収体制の不備 <sup>2</sup>	**「レコード演奏・伝達権」**の導入検討に向けた早期の合意形成と法制化 <sup>4</sup>
デジタル情報基盤	分散化されたアーカイブ、散逸するクリエイティブアセット	**「デジタルアーカイブ振興法(仮称)」**の早急な制定による公共知識基盤の統合 <sup>4</sup>
産業エコシステム	制作現場における担い手不足、脆弱な収益分配構造 <sup>2</sup>	PDCAサイクルを高速に回す **「デジタルコンテンツ戦略」**の推進、労働環境改善 <sup>4</sup>
音楽収益の拡大	JASRACの徴収・分配額が初の1500億円超を記録するなど市場は拡大 <sup>9</sup>	配信や二次利用を円滑にするライセンスプラットフォームの構築 <sup>2</sup>

日本のコンテンツは海外で極めて高い人気を誇るものの、制作会社や個人のクリエイターの多くは零細な資本力に甘んじており、バリューチェーンの下流(配信プラットフォームや海外ディストリビューター)に利益の大部分を吸い上げられる構造が存在する<sup>2</sup>。今回の5000億円規模の資本投下は、単に作品制作を補助するだけでなく、海外展開を直接支える配信網や翻訳・ローカライズ、契約交渉の支援枠組み、さらには海外市場における確実な利益回収を実現するための知財インフラ構築に充てられるべきとされている<sup>2</sup>。

特に、アーティストの海外展開を加速させるための「レコード演奏・伝達権」の導入検討は、世界基準のロイヤリティ分配システムを日本に導入するための不可欠な法整備の一環である<sup>4</sup>。加えて、過去の貴重な文化的資産をデジタル化し、新技術と組み合わせる多面的な収益源に変えるため、「デジタルアーカイブ振興法(仮称)」の早急な制定を提唱している点は、歴史的資産を死蔵させずに商業資本へと昇華させるための法的基盤となる<sup>4</sup>。

このようなコンテンツ産業への多角的な投資は、コンテンツ分野単体の収益化にとどまらず、インバウンド(訪日外国人観光)や地域活性化を爆発的に促進するシナジーを持つ<sup>4</sup>。

訪日外国人の旅行行動と経済波及効果	平均滞在日数	一人当たり平均旅行支出額
-------------------	--------	--------------

訪日外国人全体の平均値	6.5泊	22.7万円
「映画・アニメのゆかりの地訪問(聖地巡礼)」実施者	9.0泊	30.9万円
ゆかりの地訪問による純増(経済効果の差)	+2.5泊	+8.2万円

このデータが実証するように、アニメや映画をハブとして、観光、地方の食文化、ファッション、特産品を連動させた総合的な体験型観光(エクスクルーシブな宿泊、ゆかりの地巡りなど)を設計することにより、模倣が不可能な持続的収益源が生み出される<sup>10</sup>。5000億円以上の公的投資は、こうした「コンテンツを先導役とした多面的な異分野連携」の構築、および海外市場でのサプライチェーン形成を強烈に後押しするものとなる<sup>10</sup>。

## 国際標準化戦略の高度化:17の重要領域と「標準戦略監」による司令塔機能

世界市場を制する上で、いくら優れた技術やデザインを保有していても、国際規格やルールの形成を他国に主導されてしまえば、日本の技術は市場から排斥され、莫大な特許権も無効化する<sup>2</sup>。従来の日本は、標準化を企業の技術部門が自発的に行う局地的な活動と捉えがちであったが、欧米中はそれぞれ強力な国家標準戦略を策定し、気候変動や半導体、デジタルインフラなどの領域を地政学的な主導権争いの道具として活用している<sup>11</sup>。

これに対し、自民党の提言案は、技術開発の初期段階から国際標準化、知的財産権の確保、そして事業展開を三位一体で設計・実践する国家戦略の確立を強く求めた<sup>2</sup>。

その中核となるのが、政策を一元的に統括し、省庁縦割りの弊害を打破するための政府の新ポスト「標準戦略監(仮称)」の新設である<sup>3</sup>。国際標準化戦略は、民間企業、アカデミア、法務、外交、産業政策が交差する極めて複雑な領域であり、この司令塔機能を通じて官民のあらゆるリソースを結集させる必要がある<sup>2</sup>。

標準化戦略の主要ピラー	具体的な施策展開
(1) 産学官金の取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のCEOレベルに標準化を経営アジェンダとして認識させる働きかけ</li> <li>・研究開発の初期(基礎研究)段階からの標準化プロセスの埋め込み</li> <li>・公共調達や国の補助金交付に「国際標準への適合」を義務付ける要件設定</li> </ul>
(2) 標準エコシステムの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな試験・認証機関の国内育成お</li> </ul>

	よび海外拠点との提携支援  ・規制・規格・認証をパッケージ化した戦略的推進体制の構築  ・官民連携の情報マッチング、専門人材のキャリアパス確立
(3) 標準戦略の明確化とガバナンス	・官民連携の司令塔(標準戦略監)の設置と在外官民ネットワークの稼働  ・同志国連携を通じた国際標準獲得交渉と地政学的リスクへの対処

本戦略において政府は、国際社会および日本にとっての緊要性を踏まえ、17の重要領域を選定し、その中からさらに優先的に取り組むべき「8つの戦略領域」(生成AI・デジタル、クリーンエネルギー、半導体、量子コンピュータなどを含む)を特定している<sup>11</sup>。

この標準化政策は、経済安全保障上の「自律性の確保」および日本の技術の「優位性・不可欠性の獲得」に直結する<sup>11</sup>。例えば、補助金の交付要件に「標準が確立している製品・サービスについては、標準に適合した規格を用いること」を義務付ける方針は、市場そのものを国内で早期に形成し、グローバル市場への円滑な参入を促すための極めて実効的な制度的梃子(てこ)となる<sup>4</sup>。さらに、同志国との戦略的連携や、安全保障上の懸念国からの不適切な製品・サービスの流入を阻止するためのルール形成など、国際標準活動は地政学的防衛のフロントラインとして機能する<sup>11</sup>。

## 有価証券報告書での知財開示と資本市場における無形資産の価値評価

日本の資本市場における長年の課題は、企業の将来的な稼ぐ力を生み出す源泉である「知的財産・無形資産」の価値が、投資家に対して適切に可視化されておらず、結果として日本企業全体の株価(PBR: 株価純資産倍率など)や時価総額が過小評価されている点にある<sup>8</sup>。米国企業などが保有する知的財産を武器に市場価値を急拡大させ、少数のメガテック企業だけで日本の上場企業全体の時価総額を上回る現状に対し、知財を企業の「稼ぐ力」に結びつけて資本市場に示すインフラ整備が急務となっていた<sup>3</sup>。

各上場企業の有価証券報告書(有報)において、知的財産情報の開示を求める制度の創設が提言されたのは、この資本評価の歪みを抜本的に是正するためである<sup>3</sup>。内閣府の知的財産戦略本部が掲げる「2035年までに日経225企業の時価総額に占める無形資産の割合を50%以上に引き上げる」という長期目標を達成するためにも、開示制度の創設は必須のガバナンス改革である<sup>2</sup>。

評価軸	従来の財務情報重視(有形資産主導)	新制度が求める知財・無形資産開示
-----	-------------------	------------------

重視するアセット	機械設備、工場、不動産、現金などの有形資産 <sup>2</sup>	特許、著作権、ブランド、組織ノウハウ、ソフトウェア <sup>2</sup>
指標と評価基準	過去の業績(売上高、営業利益、過去の保有特許件数) <sup>2</sup>	将来の収益シナリオ、参入障壁の構築力、事業貢献度指標 <sup>2</sup>
企業経営への影響	法務や開発部門が部分最適で特許や契約を管理 <sup>2</sup>	CEOが直接コミットする「経営会議の最優先アジェンダ」 <sup>12</sup>
M&A・ガバナンス効果	M&A時における買収価値、のれん(無形資産)の過小・過大評価 <sup>12</sup>	知財ガバナンスガイドラインに準拠した客観データ、不作為リスクの低減 <sup>12</sup>
開示と株主総会連動	総会後の報告書送付など、形式的なIR <sup>13</sup>	「株主総会開催の3週間以上前」の有報開示を通じた株主エンゲージメント <sup>13</sup>

この開示制度の真の狙いは、単に「保有する特許や著作権が何件あるか」という静的なボリュームを示すことではない<sup>2</sup>。自社が保有する、あるいは獲得を目指す無形資産が、どのような「ビジネスモデルの中核」に位置し、どのような「因果パス(競合との差別化から利益率向上に至るシナリオ)」を描いて将来のキャッシュフローに変換されるのかを、CEO(最高経営責任者)やCFO(最高財務責任者)自らが論理的かつ具体的に投資家に説明することを義務付ける点にある<sup>2</sup>。

近年、金融庁主導で有価証券報告書の提出を株主総会前の「3週間以上前」に前倒しする要請が進むなど、機関投資家や実質株主とのエンゲージメントの質を高める動きが活発化している<sup>13</sup>。この総会前開示プロセスの中で、企業が知財・無形資産への投資と活用戦略を「共通の評価基準(知財・無形資産ガバナンスガイドライン)」に則って明確に言語化・定量化(例えば、事業貢献度を測る相対指標など)することは、企業のPBR向上だけでなく、敵対的買収への防御力、あるいはのれんの非償却ルールを巡るM&Aの適正化にも大きく寄与することになる<sup>12</sup>。

さらに、政府の重要技術分野である量子や半導体、生成AI領域などに対して、投資実行段階だけでなく事後的にも「IPランドスケープ(特許情報等の俯瞰分析による経営意思決定)」を組み込み、その結果を開示していくことは、先進的な企業ガバナンスのあり方として強く期待されている<sup>12</sup>。

## AI時代の権利保護・利活用エコシステムと「侵害者利益剥奪」の法制化

### 生成AI技術の急速な普及に伴うクリエイターとの摩擦とルール策定

人工知能(AI)の進化はビジネスの生産性を劇的に変革する可能性を持つが、その学習データとしてクリエイターの著作物が無断かつ無制限にマイニングされる現状は、権利者の尊厳や経済基盤を揺るがす深刻な紛争を引き起こしている<sup>8</sup>。知的財産推進計画2026に向けたパブリックコメントでは、「ライセンスなき生成AIは、クリエイターのロイヤリティの最大25%(年間にして約85億ユーロ、日

本円で1兆円以上)を流用する可能性がある」という欧州の試算を引用しつつ、無許諾学習に対する「拒否権(オプトイン/オプトアウト)」や、市場競合が発生した際の「適正な対価支払いの枠組み」を求める強い懸念が多数寄せられている<sup>8</sup>。

こうした強烈な「人権や表現機会の毀損」への懸念と、一方で「AIを使わないことこそが最大の競争上のリスク」とする産業・経済安全保障の観点は激しく衝突している<sup>12</sup>。このデリケートな二律背反を克服すべく、提言案および政府の基本原則は、技術や法、契約を組み合わせた「AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現を目指している<sup>4</sup>。

具体的には、G7広島AIプロセス等の国際協調の下、AI事業者が遵守すべき「透明性と知的財産権保護のための概要開示(プリンシプル・コード案)」が提示されている<sup>4</sup>。これには、以下のような実効性のある規律が盛り込まれている。

- 原則1(概要開示): AI事業者は自社ウェブサイト等で学習データセットの著作権概要を公開し、閲覧可能にすること<sup>12</sup>。
- 原則2(URL等の個別開示): 権利侵害を主張する者からURLを提示された場合、それが学習データに用いられたか回答を義務付けること<sup>12</sup>。
- 原則3(類似コンテンツの特定): 生成されたAI出力物に既存著作物との類似性が認められる場合、その開示要求に対応すること<sup>12</sup>。
- 技術的措置の尊重: ウェブサイト管理者がデータ収集を拒否するために設定する「robots.txt」などの技術的措置を尊重すること<sup>12</sup>。

さらに、声優の津田健次郎氏が自身の声を無断で模倣したAI動画を巡りTikTok運営会社を提訴した事例に見られるように、著名人の音声や肖像をデジタル上で精巧に複製する「デジタルレプリカ」の問題が急増している<sup>4</sup>。提言案では、これに対して米国ハリウッドの労使協定等を参考に、人格権や職域保護を前提としたビジネス推進の観点から、パブリシティ権を含む一定の法制度およびルールを早急に構築するよう求めている<sup>4</sup>。

また、CODA(コンテンツ海外流通促進機構)が2026年4月に自民党知的財産戦略調査会に出席し、オンライン海賊版の年間被害額が10兆円を突破している実態を報告した通り、AIを用いたローカライズ(現地版)海賊版の自動生成といった新たな脅威も顕在化している<sup>1</sup>。これに対して、海賊版対策予算の拡充や、ベトナムなどの海外法執行機関との直接的な国際執行プロジェクトの強化も提言に盛り込まれた<sup>1</sup>。

## 「侵害者利益剥奪型」損害賠償制度の法整備と抑止力の最大化

日本の知財・著作権紛争処理システムにおける最大の足枷は、「立証の困難さ」と「不十分な損害賠償額」に起因する訴訟の実効性の低さであった<sup>12</sup>。民法第709条に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた「現実の損害(逸失利益)」の補填を基本思想とするため、権利者が侵害品と同等の生産・販売能力を持っていることを証明しなければ十分な賠償額が得られない<sup>15</sup>。このため、「裁判で勝訴しても弁護士費用すら回収できない」という不合理が蔓延し、企業は知財侵害に対して泣き寝入りせざるを得ない状況が繰り返されてきた<sup>12</sup>。

提言案が要求する、知財権侵害に対して「侵害者の利益を奪う(吐き出させる)法整備」は、不当利得返還請求の特例などを通じて、この「侵害のやり得」構造を根底から転覆させる改革である<sup>3</sup>。

賠償制度の項目	現行の損害賠償制度(特許)	提言案が求める「侵害者利
---------	---------------	--------------

	法102条・著作権法114条等)	益剥奪(吐き出し型)」
賠償算定の基本軸	被害者側の生産能力・逸失利益の立証(実損填補主義) 15	侵害者がその行為により得た利益(不当利得)そのもの 16
権利者の「実施」要件	権利者自身が対象物やサービスを市場で実施・販売している必要がある <sup>16</sup>	権利者が不実施(研究開発段階、スタートアップなど)であっても、侵害者の利益の引き渡しを認める <sup>16</sup>
因果関係の立証責任	競合品の存在や自社販売数量の減少など、厳格な因果関係を原告が証明 <sup>15</sup>	権利の無断使用と利益取得の事実のみで足り、主観的な故意・悪意要件を求めない方向で検討 <sup>16</sup>
経済的抑止効果	模倣品や無断学習を行った側が、実損賠償を低コストな「事後ライセンス料」と見なすリスク	侵害による不当利益が100%剥奪されるため、模倣やライセンスなき商業利用を試みること自体のリスクが劇的に高まる <sup>15</sup>

この「侵害者利益剥奪型賠償制度」は、特許権などの領域においてすでに実務的な検討が進んでおり、特許法第102条第2項の解釈拡大や不当利得返還の特例として位置づけられる<sup>16</sup>。権利者が自ら製品を製造していない大学やスタートアップであっても、大企業などの侵害者が得た利益(不当利得)を全額召し上げることができるため、技術の不当な囲い込みや搾取に対する最強の防御策となる<sup>16</sup>。これは、諸外国における懲罰的損害賠償制度や、ドイツ特許法第139条に基づく「侵害者利益に基づく賠償」とも軌を一にするものであり、日本の司法システムにおける知財権侵害へのペナルティを世界標準に引き上げるための極めて重大な法的改訂である<sup>3</sup>。

## 結論: 自律的成長と経済安全保障を両立する知財立国の未来像

自民党知的財産戦略調査会が2026年5月にまとめた提言案は、単なる法制度の微修正にとどまらず、産業・資本・法制・外交を一体化した国家規模のゲームチェンジ戦略である<sup>2</sup>。

コンテンツ産業への「5年で5000億円以上」の集中投資は、これまで国内の矮小な資本構造に埋もれていたエンターテインメント資源を解放し、デジタルアーカイブの整備やアーティストの演奏権利強化と相まって、海外の強大なプラットフォームに対抗し得る新たな基幹輸出産業を育成するための強力な足場を築く<sup>3</sup>。有価証券報告書での知財開示要件化は、日本の株式市場に眠る莫大な無形資産価値を解き放ち、海外投資家からの積極的な資金流入とPBR1倍割れの是正をガバナンスの側面から半強制的に推進する強力なレバーとなる<sup>2</sup>。

また、「標準戦略監(仮称)」によるルール形成主導や、補助金・規制における国際標準との連動は、日本の最先端技術がグローバルサプライチェーンから排除される経済安全保障リスクを最小化する

<sup>3</sup>。そしてAI時代におけるクリエイターの権利保護を担保するための透明性原則の提示と、訴訟のあり方を変革する「侵害者利益の剥奪」の法制化は、イノベーション促進と知的財産権の尊重を調和させる実効性ある法的インフラを提供する<sup>3</sup>。

今後は、この包括的な提言内容が「知財推進計画2026」においていかに具体的な予算・工程表へ落とし込まれ、官民が一体となって実行できるかが問われる<sup>3</sup>。技術と感性(クリエイティブ)という「日本の富の源泉」を、経営戦略・国家戦略に直結する強固な「資本」へと昇華させることこそが、少子高齢化と国内市場縮小に直面する日本が国際社会において比類なき存在感と競争力を維持し続ける唯一の道である<sup>2</sup>。

## 引用文献

1. 自由民主党「知的財産戦略調査会」に出席, 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://coda-cj.jp/news/2755/>
2. 知財を「守る資産」から「稼ぐ資本」へ——5000億円投資案が問う ..., 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://kotopat.com/%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E3%82%92%E3%80%8C%E5%AE%88%E3%82%8B%E8%B3%87%E7%94%A3%E3%80%8D%E3%81%8B%E3%82%89%E3%80%8C%E7%A8%BC%E3%81%90%E8%B3%87%E6%9C%AC%E3%80%8D%E3%81%B8%E2%80%95%E2%80%95000%E5%84%84/>
3. 知的財産を企業の「稼ぐ力」に、コンテンツ産業への公的投資「5年で5000億円以上」に拡大求める...自民知財戦略調査会が提言案, 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260522-GYT1T00189/>
4. 知的財産戦略調査会提言 - 自由民主党, 5月 25, 2026にアクセス、  
[https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/210660\\_2.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/210660_2.pdf)
5. 知的財産戦略調査会提言申し入れ | 政策 | ニュース - 自由民主党, 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.jimin.jp/news/policy/208366.html>
6. 「国旗損壊罪」アニメや生成AIによる創作物は対象外...自民PTが法案の骨子案了承 - 読売新聞, 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260522-GYT1T00413/>
7. 【マンガ業界Newsまとめ】KADOKAWA26年3月期決算増収減益、小学館/スクエニ/アルファP他決算情報 など | 5/24-247 | 菊池健 - note, 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://note.com/lovebeer73/n/n9906f459a538>
8. 「知的財産推進計画 2026」の策定に向けた意見募集 - 内閣官房, 5月 25, 2026にアクセス、  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2026/pdf/shiryo2026\\_3.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2026/pdf/shiryo2026_3.pdf)
9. パテサロウィークリー【先週の知財ニュース】2026年5月25日号 | パテントサロン - note, 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://note.com/patesalo/n/nef632fce84fe>
10. 知的財産推進計画2026に向けた検討 (クールジャパン戦略の推進), 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/kousou/newcool/dai1/shiryo2.pdf>
11. 新たな国際標準戦略に基づく知的財産 推進計画2026に向けた提言案 取りまとめに係る調査 - 内閣官房, 5月 25, 2026にアクセス、

- [https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/kokusai\\_hyoujun/research\\_studies/hokokusyo\\_r70521\\_3.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/kokusai_hyoujun/research_studies/hokokusyo_r70521_3.pdf)
12. 「知的財産推進計画2026」に向けた検討について - 内閣官房, 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/kousou/2026/dai2/shiryo1.pdf>
  13. 役員のための最新ニュース一覧 | 上場会社役員ガバナンスフォーラム, 5月 25, 2026にアクセス、<https://govforum.jp/member/news/news-news/news-news/>
  14. 知財ニュース | 知財業界ポータルサイト「IP Force」, 5月 25, 2026にアクセス、  
<https://ipforce.jp/News>
  15. 特許権侵害に係る 損害賠償制度について, 5月 25, 2026にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo\\_shoi/document/39-shiryu/03.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/39-shiryu/03.pdf)
  16. 【資料2】 侵害者利益吐き出し型賠償制度 - 特許庁, 5月 25, 2026にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo\\_shoi/document/43-shiryu/04.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/43-shiryu/04.pdf)
  17. 著作権を侵害された場合に損害賠償請求するには - 京都総合法律事務所, 5月 25, 2026にアクセス、<https://kyotosogo-law.com/post-5169/>